

2005年9月1日

三井住友海上シティ生命 年金受取総額保証型の 変額個人年金保険「Sweet Smile(スイートスマイル)」を発売

三井住友海上シティインシュアランス生命保険株式会社（本社：東京都千代田区、共同社長：栗岡 威、三宅伊智朗 以下「当社」）は、年金受取総額を保証する変額個人年金保険「Sweet Smile(スイートスマイル)」（正式名称：年金総額保証型特別勘定年金特約付変額個人年金保険(2005)）を、9月1日からみずほ銀行で発売いたします。

「Sweet Smile(スイートスマイル)」は、年金受取総額を最低保証する、その最低保証をお支払保険料の105%、110%、115%から選択いただける、という点が大きな特長です。個人年金保険の専門会社としてこの3年で培った、変額個人年金保険における当社の経験とノウハウを結集し、お客さまにとってより魅力のある新型商品として開発したもので、運用の成果も享受したいが受取る年金総額の保証も欲しい、据置（積立）期間もこれまでどおり10年からの良い、といったお客さまのニーズにお応えできる商品としております。

当社としては、引き続きお客さまの幅広いニーズにお応えできる魅力的な商品を開発販売し、年金保険事業の一層の拡大を実現してまいります。

「Sweet Smile」(スイートスマイル)の概要

＝年金総額保証型特別勘定年金特約付変額個人年金保険(2005)＝

特長

特長1 年金受取総額を、払込保険料を上回る水準105%、110%、115%で保証します。
年金受取期間中も特別勘定での運用を継続し、運用期間により払込保険料の105%、110%、115%を年金受取総額として最低保証いたします。

	据置(積立)期間	年金受取総額の最低保証
I型	10年～14年	払込保険料の105%
II型	15年～19年	払込保険料の110%
III型	20年以上	払込保険料の115%

特長2 従来タイプの変額個人年金保険の利点を継承しています。
死亡保険金額の最低保証、遺族年金支払特約といった、従来タイプの変額個人年金保険の特長はしっかり残しています。

概要

- 募集代理店 みずほ銀行
- 保険料払込方法 一時払のみ
- 契約年齢、積立期間、年金受取期間

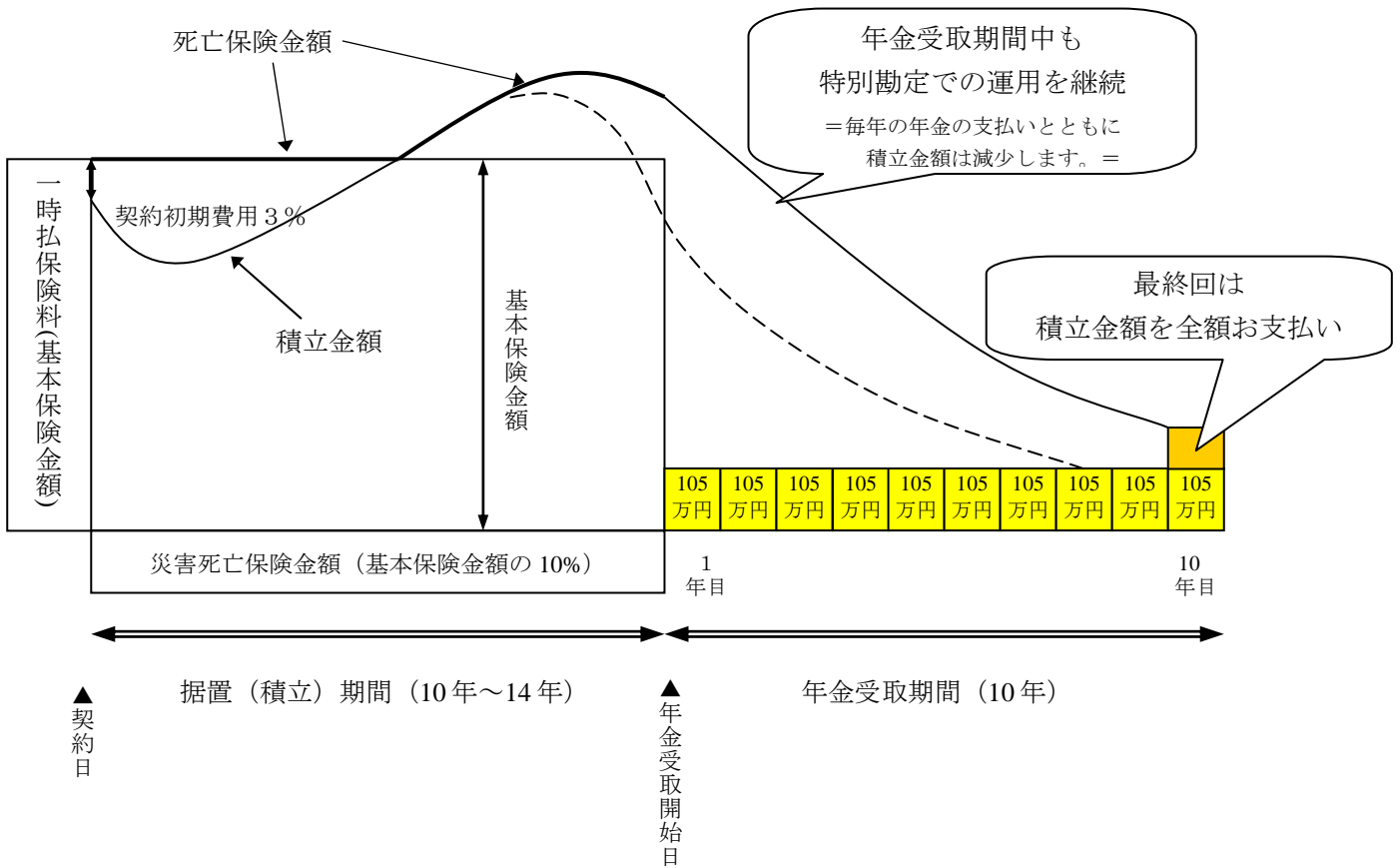
	I型	II型	III型
契約年齢 (被保険者の満年齢)	0～75歳	0～75歳	0～70歳
積立期間	10年～14年	15年～19年	20年以上
年金受取期間	10年	10年	5年

- 最低保険料 200万円
- 契約初期費用 一時払保険料の3%
- 特別勘定での運用期間中の費用
 - 保険関係費 積立金額に対して年率2.30%
 - 資産運用関係費 年率0.315%程度
- 死亡保険金額(据置(積立)期間中)
 - 積立金額か最低保証金額(一時払保険料)のいずれか高い金額
- 災害死亡保険金額(据置(積立)期間中)
 - 一時払保険料の10%(死亡保険金額に上乗せ)
- 解約控除 契約日から10年未満は、その経過年数により4%～1%の解約控除を適用

概念図

I型（年金総額105%保証）の場合
 一時払保険料1,000万円の例

- * 積立期間 10年～14年
- * 年金受取期間 10年
- * 年金受取総額の
 最低保証 1,050万円 (1,000万円×105%)



以上